

国富町営住宅入居者募集要項

[国富町役場 財政課]

1 入居申込者の資格

次の要件をすべて満たす方が申し込みできます。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があり、入居の際は同時に入居できること。
 - ① 家族を不自然に分離した方（夫婦の別居、兄弟姉妹のみ等）の申込みはできません。
 - ② 同居親族には、婚姻予定者及び婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。原則として公営住宅に住んでいる方、持ち家がある方等は申し込みできません。
- (3) 入居申込者又は同居しようとする親族に、市町村税や公営住宅家賃等の滞納のないこと。
- (4) 収入が公営住宅入居収入基準を超えないこと。
- (5) 入居申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (6) 連帯保証人が2名いること。連帯保証人は原則として町内在住者で25歳以上60歳以下の世帯主であり、申請人以上の収入があり、保証能力がある方に限ります。（税金等滞納のある方はできません。）

2 単身者の入居申込資格

次の(1)～(9)のいずれかに該当する方で、上記入居資格(2)～(6)を満たす方は単身での入居申込みができます。

- (1) 申込時点で満60歳以上の方
- (2) 身体障がい者手帳1級から4級の交付を受けている方。
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳1級から3級、又は療育手帳AからB2の交付を受けている方。
- (4) 戦傷者手帳の交付を受け、障害程度が恩給法別表第1号表2の特別項症まで、又は表3第1款症の方。
- (5) 原爆被爆者援護法による厚生労働大臣の認定を受けている方。
- (6) 生活保護を受けている方、又は一定の要件を満たす中国残留邦人の方。
- (7) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。
- (8) ハンセン病療養所入所者等の方。
- (9) 一定の要件を満たす配偶者からの暴力被害者（DV被害者）の方。

3 公営住宅入居収入基準

月収（次の計算式により算定した額）が、一般世帯で15万8千円以下、裁量階層世帯で21万4千円以下であることが必要です。

【計算式】

$$\text{月収} = (\text{入居者・同居親族の合計所得} - \text{公営住宅法で定める控除額}) \div 12\text{月}$$

(1) 所得とは給与所得・事業所得・雑所得（公的年金等）・不動産所得等の継続的な所得をいい、譲渡所得等の一時的な所得を除きます。

- ① 給与所得及び公的年金等は、収入額ではなく、**控除後の金額**です。給与所得には、パート及びアルバイトの収入も含まれます。
- ② 事業（営業又は農業）所得は収入額から経費等を差し引いた金額です。

(2) 公営住宅法で定める控除額は次の表に掲げるものをいいます。

同居親族又は扶養親族	1人につき38万円
特定扶養親族（16歳以上23歳未満で所得が38万円以下の方）	1人につき25万円
老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	1人につき10万円
特別障がい者（身体1・2級、精神1級、療育A）	1人につき40万円
寡婦、寡夫、障がい者（身体3～6級、精神2級、療育B1、B2）	1人につき27万円

(3) 裁量階層とは入居収入基準の緩和が認められた者をいい、下記の要件のいずれかを満たす必要があります。

- ① 入居申込者及び同居親族の全員が60歳以上又は18歳未満である世帯。
- ② 身体障がい者手帳1～4級、精神障がい者保健福祉手帳1～2級、又は療育手帳A～B2のいずれかの交付を受けている方を含む世帯。
- ③ 戦傷病者、原子爆弾、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者のいずれかに該当する方を含む世帯。
- ⑤ 同居しようとする者に小学校就学前の子どもがいる世帯。

(4) 入居収入基準早見表（給与所得のある方が1人の世帯の場合）

同居親族及び扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
年間課税対象総支給額	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下

- ① 金額は給与・賞与・諸手当等を含めた税込みの年間課税対象総支給額です。
- ② この表は、所得算定において公営住宅法で定める控除額がない場合の早見表です。
- ③ 事業（営業又は農業）所得はこの表には該当しません。